



# 新潟県報

第87号  
平成22年11月5日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

### 主要目次

告示	ページ
1405 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(障害福祉課) 1360
1406 地域森林計画案の縦覧	(治山課) //
1407から1409まで 地域森林計画の変更案の縦覧	( // ) 1361
1410から1415まで 道路の区域変更と供用開始	(道路管理課) //

公告  
特定漁港漁場整備事業計画の変更 (漁港課) 1362

監査委員公表  
監査の結果に基づく措置... (監査委員事務局) 1362 状況

教育委員会公告  
平成23年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施 (義務教育課) 1368

## 告示

◎新潟県告示第1405号  
身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。  
平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する診療科目	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
櫛谷 幸嗣	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	H22.10.22
佐藤 光希	内科	県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	H22.10.22
前田 恒治	呼吸器内科	県立小出病院	魚沼市日渡新田34	H22.10.22
矢田 雄介	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	H22.10.22
綾田 櫻	内科	県立十日町病院	十日町市高山32-9	H22.10.1

馬場 裕信	外科	県立十日町病院	十日町市高山32-9	H22.10.1
松永 浩子	外科	県立十日町病院	十日町市高山32-9	H22.10.1
手塚 誠	内科	中条中央病院	胎内市西本町12-1	H22.4.1
森谷 光俊	整形外科	中条中央病院	胎内市西本町12-1	H22.4.1
荒 宏樹	内科	瀬波病院	村上市瀬波温泉2-4-15	H22.4.30
竹内 暢	内科	町立湯沢病院	湯沢町湯沢2877-1	H22.4.26
大野 茂樹	内科	町立湯沢病院	湯沢町湯沢2877-1	H22.4.26
辰田 久美子	外科	県立吉田病院	燕市大保町32-14	H22.3.31
加藤 智治	小児科	県立吉田病院	燕市大保町32-14	H22.3.26
高野 清	内科	二王子温泉病院	新発田市虎丸452	H22.4.1
植田 五一郎	内科	植田医院	佐渡市夷7	H5.8.6
田代 義雄	内科	田代医院	佐渡市相川2-32	H10.4.26
山口 貞祐	内科	瀬波病院	村上市瀬波温泉2-4-15	H22.7.22
喜多野 昭	内科	中川診療所	新発田市押廻1361	H22.5.7
宮川 芳一	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	H22.5.7

◎新潟県告示第1406号  
森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において縦覧に供する。  
なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、告示の日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

平成22年11月5日  
新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第1407号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（平成22年1月新潟県告示第50号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、告示の日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第1408号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（平成20年1月新潟県告示第21号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県新潟地域振興局農林振興部、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、告示の日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第1409号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画（平成21年1月新潟県告示第32号）の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、告示の日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第1410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市勝木字駅前703番1から	新	21.8～28.7メートル	92.2メートル
同市勝木字駅前707番5まで	旧	20.0～28.7メートル	92.2メートル

## ◎新潟県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間  
村上市勝木字駅前703番1から同市勝木字駅前707番5まで
- 3 供用開始の期日 平成22年11月5日

## ◎新潟県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
見附市田井町籠田357番1から	新	13.2～34.2メートル	2,170.5メートル
長岡市百束町字田井分491番4まで	旧	13.2～42.5メートル	2,170.5メートル

## ◎新潟県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾田井線
- 2 供用開始の区間  
見附市田井町籠田357番1から長岡市百束町字田井分491番4まで
- 3 供用開始の期日 平成22年11月10日

◎新潟県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中永宮本線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市鳥越字上の山甲3707番3から	新	11.5～48.7メートル	49.1メートル
同市鳥越字上の山甲3707番2まで	旧	11.5～48.7メートル	49.1メートル

◎新潟県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中永宮本線
- 2 供用開始の区間  
長岡市鳥越字上の山甲3707番3から同市鳥越字上の山甲3707番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年11月5日

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の変更について(公告)

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更について、計画書の写しを公告の日から20日間縦覧に供する。

なお、当該の計画変更に対して意見がある者は、縦覧期間完了の日までに、意見書を提出することができる。

平成22年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

漁港名	縦覧場所
姫津漁港	新潟県農林水産部漁港課 新潟県佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成21年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成22年11月5日

新潟県監査委員 山田 修  
新潟県監査委員 斎藤 隆景  
新潟県監査委員 内山 五郎  
新潟県監査委員 石上 和男

## 企業会計

部局名	監査の結果	措置の内容
企業局	<p><b>【本庁】</b> 胎内第二発電所における工作物設置及び胎内第二、第三発電所における流水占用に関して河川法違反となるものがあることが判明した。 今後、かかることのないよう河川法を遵守し、発電所の適正な管理・運営に努めるよう指導を徹底されたい。</p> <p><b>【下越発電管理所】</b></p> <p>1 笠堀発電所の非常用発電機燃料配管に亀裂が生じ、軽油が笠堀川及び五十嵐川に流出する河川汚染事故があった。 施設の管理に万全を期し、再発防止を徹底されたい。</p> <p>2 胎内第二発電所における工作物設置及び胎内第二、第三発電所における流水占用に関して河川法違反となるものがあることが判明した。 今後、かかることのないよう河川法を遵守し、発電所の適正な管理・運営に努められたい。</p>	<p>河川管理者に是正計画を提出し、水利使用に係る適正性の確認体制の整備、職員研修の実施、規定の整備等の再発防止策を講じました。 今後とも関係法令を遵守し、適正な管理・運営に努めるよう指導を徹底します。</p> <p>1 笠堀発電所の非常用発電機燃料配管は全て振動に強い配管への取替を行い、軽油が発電機室から屋外に排出されないよう防止対策を実施しました。 また、管理する全施設の緊急点検を行い、防止対策の実施や事故対応マニュアルを整備し、再発防止を徹底しています。</p> <p>2 河川管理者に是正計画を提出し、水利使用に係る適正性の確認体制の整備、職員研修の実施、規定の整備等の再発防止策を講じました。 今後とも関係法令を遵守し、適正な管理・運営に努めます。</p>
病院局	<p><b>【妙高病院】</b> 過年度未収金について、決算日現在97件2,231,984円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努</p>

## 【中央病院】

1 未収金について、事務処理誤りにより441件33,554,560円が過大に計上されていた。

債権の管理を適切に行われたい。

2 過年度未収金について、決算日現在2,982件76,276,499円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

3 診療材料費の支出について、平成20年度末に納入済みの物品を平成21年度の納品として翌年度に費用計上するという不適正な経理を行ったものが35件16,726,526円あった。

法令等に則り適正な取扱いを行われたい。

## 【十日町病院】

過年度未収金について、決算日現在500件13,601,828円が未納となっていた。

金額が増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

めてまいります。

1 過大計上されたものについて、平成22年8月次決算において修正しました。

今後は、毎月確認作業を行い、債権の管理を適切に行うことといたします。

2 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者にも未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成19年度からクレジットカードによる収納を開始し、オーダーリングシステム（検査・処方等の情報伝達システム）による退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

3 年度末に診療材料費の予算がなくなったことから、翌年度に費用計上したものであり、今後は予算管理を適正に行うとともに、令達予算の最終の過不足調整手続きを確実にすることといたします。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託し、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増など

## 【六日町病院】

過年度未収金について、決算日現在653件20,042,312円が未納となっていた。

件数が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

## 【小出病院】

過年度未収金について、決算日現在1,623件34,471,585円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

## 【精神医療センター】

過年度未収金について、決算日現在549件15,683,943円が未納となっていた。

金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努める

の経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託し、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。

とともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

#### 【加茂病院】

過年度未収金について、決算日現在399件6,742,951円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

#### 【津川病院】

過年度未収金について、決算日現在240件3,264,142円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

#### 【吉田病院】

過年度未収金について、決算日現在808件17,053,262円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金について、決算日現在1,048件37,749,036円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【新発田病院】

過年度未収金について、決算日現在2,879件81,016,284円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始し、オーダーリングシステム（検査・処方等の情報伝達システム）による退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成21年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始し、オーダーリングシステム（検査・処方等の情報伝達システム）による退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。



**【坂町病院】**

過年度未収金について、決算日現在469件8,290,605円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時請求の徹底、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

**教育委員会公告**

平成23年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施について（公告）

平成23年度新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

平成22年11月5日

新潟県教育委員会

教育長 武藤 克己

## 平成23年度

## 新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査

## 実施要項

新潟県教育委員会

**1 検査の目的**

新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

**2 採用予定者数及び種別**

## (1) 一般選考

ア 県立特別支援学校寄宿舎指導員	4人程度
イ 県立特別支援学校実習助手	2人程度
ウ 県立高等学校実習助手「家庭」	1人程度
エ 県立高等学校実習助手「農業」	4人程度
オ 県立高等学校実習助手「工業」	3人程度

## (2) 障害者特別選考

ア **2**(1)一般選考のすべてで募集します。 若干人

**3 出願の資格**

## (1) 一般選考

- ア 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- イ 昭和26年4月2日以降に生まれた者
- ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、平成23年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- エ 県立高等学校実習助手「家庭」については、調理師免許証を所有しているか、若しくは、調理師免許証を平成23年3月31日までに取得見込みの者

## (2) 障害者特別選考

**3** (1)に加えて、以下の要件を必要とします。

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者
  - イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに**4**(1)ア、(2)アの職務遂行が可能な者
- ※ 選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、必要に応じた配慮を行います。

**4 出願についての留意点**

## (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手

## ア 職務内容

- ・寄宿舎指導員（※宿日直勤務等交代制）  
寄宿舎に入舎している児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。
- ・実習助手  
作業学習、職業教育等について、教諭の職務を助ける。

## イ 勤務場所 県立特別支援学校

## 県立特別支援学校の寄宿舎設置校(平成22年4月1日現在)

学校名	所在地	学校名	所在地
県立新潟盲学校	新潟市	県立月ヶ岡養護学校	三条市
県立新潟聾学校	新潟市	県立高田養護学校	上越市
県立長岡聾学校	長岡市	県立新潟養護学校	新潟市
県立高等養護学校	新潟市	県立上越養護学校	上越市
県立村上養護学校	村上市		

## 県立特別支援学校の実習助手配置校(平成22年4月1日現在)

学校名	所在地	学校名	所在地
県立新潟盲学校	新潟市	県立小出養護学校	魚沼市
県立長岡聾学校	長岡市	県立佐渡養護学校	佐渡市
県立高等養護学校	新潟市	県立新潟養護学校	新潟市
県立村上養護学校	村上市	県立上越養護学校	上越市
県立五泉特別支援学校	五泉市	県立吉田養護学校	燕市
県立月ヶ岡養護学校	三条市	県立柏崎養護学校	柏崎市
県立高田養護学校	上越市	県立高等養護学校 手まりの里分校	新潟市
県立はなげ養護学校	柏崎市		

## ウ その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・採用に当たり勤務地を問わないこと。
- ・人事異動については、教諭に準じて取り扱うものであること。

## (2) 県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」

## ア 職務内容

- ・家庭 家庭科のある高校等で、被服や食物の実習の準備や補助、実習指導などの業務に従事する。
- ・農業 農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する。
- ・工業 工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・整理整頓などの業務に従事する。

## イ 勤務場所 県立高等学校

## ウ その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・採用に当たり勤務地を問わないこと。
- ・人事異動については、教諭に準じて取り扱うものであること。
- ・学校の統廃合等により過員となった場合、担当する教科等を変更することもあること。

## 5 選考の日時・場所・内容

## (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手(障害者特別選考を含む)

第1次選考は、出願書類審査及び筆答検査(論文及び一般教養検査)を行い、この結果、一定の基準に達した者について、第2次選考として個人面接を行います。(ただし、一般教養検査には、「特別支援教育」の基礎的内容を含みます。)

## 【第1次選考検査】

- ア 日時 平成22年12月16日(木)午前9時00分から正午まで  
 イ 場所 県立教育センター(新潟市西区曾和100番地1)  
 ウ 内容 筆答検査(論文及び一般教養検査)

※ 詳細については、出願後受検願書受理通知を送付する際に明示します。

## 【第2次選考検査】

- ア 期日 平成23年1月31日(月)  
 イ 場所 新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1) ※予定  
 ウ 内容 個人面接

※ 詳細については、第1次選考検査の結果通知書を送付する際に明示します。

## (2) 県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」(障害者特別選考を含む)

選考は、出願書類審査、筆答検査(論文及び一般教養検査)及び個人面接を行います。(ただし、一般教養検査には、「家庭」、「農業」または「工業」の基礎的内容を含みます。)

ア 日 時 平成22年12月16日(木) 午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場 所 県立教育センター(新潟市西区曾和100番地1)

ウ 内 容 筆答検査(論文及び一般教養検査)、個人面接

※ 詳細については、出願後受検願書受理通知を送付する際に明示します。

**6 出願の方法**

## (1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成22年11月8日(月)から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙(白)に両面印刷してください。

義務教育課ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyyouiku/>

高等学校教育課ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

なお、直接交付を希望する場合は、県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手希望者は県教育庁義務教育課管理第2係、県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」希望者は高等学校教育課管理係において交付します。

(ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。)を必ず同封してください。また、封筒の表には「寄宿舎指導員受検願書請求」又は「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

## (2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。平成22年11月8日(月)から平成22年11月25日(木)までの間に郵送で提出してください。11月25日(木)の消印まで有効です。封筒の表には、「寄宿舎指導員受検願書在中」又は「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

## (3) 出願に必要な書類

ア 受検願書(所定の用紙)

※ 身体障害者特別選考で、特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ 自己申告カード(所定の用紙)

ウ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込み証明書

エ 最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績証明書または単位取得証明書(証明者において厳封したものであること。)

オ 県立高等学校実習助手「家庭」の出願者は、調理師免許証の写し。ただし、平成23年3月31日までに免許証を取得見込みの者は、在籍する施設の長が発行する免許証取得見込み証明書又は調理師登録済証明書

カ 通知用封筒2枚(長形3号に80円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代の切手をはり、速達であることを朱書してください。)

## (4) その他

身体に障害があり、受検場において特に配慮を必要とする場合は、受検願書の指定欄にその旨を記入してください。

**7 要項請求先及び出願先**

- (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手希望者  
郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁義務教育課管理第2係あて
- (2) 県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」希望者  
郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁高等学校教育課管理係あて

\*注 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

**8 検査結果の通知**

- (1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手（障害者特別選考を含む）
  - ア 第1次選考検査の結果は、平成23年1月中旬までに通知します。
  - イ 第2次選考検査の結果は、平成23年3月上旬までに通知します。
- (2) 県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」（障害者特別選考を含む）  
選考検査の結果は、平成23年2月上旬までに通知します。

\*注 なお、(1)(2)で不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の得点及び評定を開示します。

**9 その他**

- (1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知（検査日時、場所、日程、持参品等併記）を送付します。
- (2) 提出した書類は返却しません。
- (3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- (4) 検査に関する照会は下記に行ってください。
  - ア 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び実習助手希望者（障害者特別選考を含む）  
県教育庁義務教育課管理第2係  
電話 025-285-5511（代）（内線3858） 緊急電話 025-280-5603
  - イ 県立高等学校実習助手「家庭」「農業」「工業」希望者（障害者特別選考を含む）  
県教育庁高等学校教育課管理係  
電話 025-285-5511（代）（内線3880） 緊急電話 025-280-5610

